

新潟県条例第27号

新潟県起業化支援・交流拠点施設条例の一部を改正する条例

新潟県起業化支援・交流拠点施設条例（平成15年新潟県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表（第6条、第8条、第17条関係）			別表（第6条、第8条、第17条関係）		
(1) (略)			(1) (略)		
(2) プレゼンテーションルーム、商談室、会議室及び研修室			(2) プレゼンテーションルーム、商談室、会議室及び研修室		
区 分	使用時間	使用料（円）	区 分	使用時間	使用料（円）
プレゼンテーション ルーム	午前	5,810	プレゼンテーション ルーム	午前	5,700
	午後	7,740		午後	7,600
	夜間	7,740		夜間	7,600
	全日	19,100		全日	18,800
商談室	午前	5,700	商談室	午前	5,600
	午後	7,540		午後	7,400
	夜間	7,540		夜間	7,400
	全日	18,600		全日	18,300
会議室	午前	4,790	会議室	午前	4,700
	午後	6,420		午後	6,300
	夜間	6,420		夜間	6,300
	全日	15,800		全日	15,500
研修室	午前	6,310	研修室	午前	6,200
	午後	8,250		午後	8,100
	夜間	8,250		夜間	8,100
	全日	20,600		全日	20,200
備考（略）			備考（略）		

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後納入すべき使用料について適用し、同日前に納入すべき使用料については、なお従前の例による。